

**中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会
の事業に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）の概要**

信用協同組合又は信用協同組合連合会の業務範囲等について、別紙「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）の概要」1（2）・（3）に準じた改正を行う。